

第10回 その贈与と預金、大丈夫ですか？【事例4】

税理士
内田 麻由子

概要

相続対策のつもりでやっていたことが、実は全く対策になっていなかったということがあります。今回は、生前贈与や家族名義の預金について、勘違いをしていたというご家族の事例です。

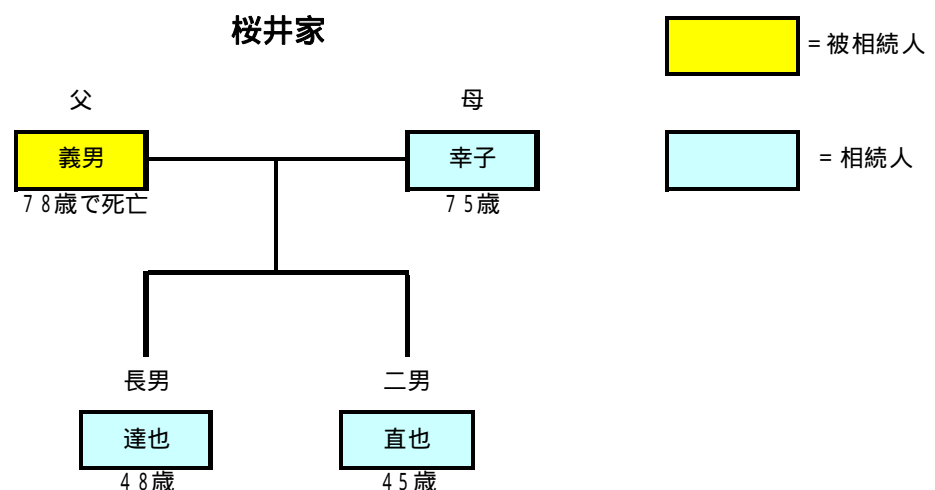
<ワンポイント・アドバイス>では、生前贈与をするときの注意点などについて述べています。

<相続の基礎知識>では、生前贈与の2つの制度「暦年課税制度」「相続時精算課税制度」の概要について述べています。（「相続時精算課税制度」については第9回エッセーも併せてご覧ください）

<事例>

東京都内に住む桜井幸子さん（75歳）は、結婚以来ずっと専業主婦として、夫の義男さん（78歳）を支え、2人の息子を育て、家計をやりくりしてきたしっかりものの妻。趣味と実益を兼ねた株式投資歴は40年のベテランです。仕事一筋だった義男さんが定年退職してからは、夫婦で毎年旅行することを楽しみにしていて、昨年は金婚式の記念に夫婦でヨーロッパ旅行をしました。

ところが帰国後しばらくして義男さんにガンが見つかり、医師に余命6ヶ月と宣告されました。義男さんは、最期は自宅で家族に看取られて亡くなり、長男の達也さんは、弟の直也さんと共に、母の幸子さんを助けて葬儀を執り行いました。葬儀から3ヶ月後、相続のことが心配になった達也さん。ちょうど都内で開催される相続セミナーの案内をみつけたので、参加してみることに。



私（内田）が、相続セミナーの講演を終えると、一番前の席で熱心に聴いていた男性が「先日亡くなった父の相続のご相談したいのですが」と話しかけてこられました。

数日後、達也さんと母親の幸子さんが事務所へ相談にいらっしゃいました。亡くなった義男さんの経歴に続いて、財産の状況を伺うと、義男さん名義の財産は東京都内の自宅土地・家屋のほかに、預金が400万円ほどのことです。

亡くなる前に預金を引き出したら？

「お父様のご経歴に比べて、預金が少なすぎますね」と聞くと、達也さんが、「実は、父が亡くなる前に1,000万円を引き出して実家の金庫に保管していたのです。そのうち葬儀費用に200万円と、お墓の購入費用として300万円を使いました」とのこと。

本人が亡くなると預金口座は凍結されて入出金ができなくなってしまいます。相続財産は相続人全員の共有財産ですので、遺産分割が決まるまでは、相続人のうち誰か一人が勝手に預金を引き出すことは原則としてできません。

そうであれば、亡くなる前に引き出してしまえと思うかもしれませんが、亡くなる前に銀行からあまり多額の現金を引き出すと、かえって相続財産を把握するのが煩雑になってしまいます。私（内田）が相続申告書類を作成する際には、預貯金については、亡くなった日現在の残高証明書を確認するだけでなく、過去5年分ほどの大きな入出金も通帳などで確認するようにしています。

達也さん「父の生前に引き出した1,000万円と、亡くなってから支払った葬儀費用やお墓の購入費用は、相続の際にどのような扱いになるのですか？」

内田「まず1,000万円については、手許現金として相続財産に含める必要があります。その上で、葬儀費用200万円については、相続財産から控除できます。お墓や仏壇は非課税財産ですので、亡くなる前に購入したのならば相続税がかからないのですが、亡くなった後に買ったということですので、残念ながら相続財産から差し引くことはできません」

妻名義の預金は相続に関係ない？

内田「幸子さん名義の財産はどのくらいありますか？」

幸子さん「株式と投資信託が約4,000万円あります」

内田「幸さんは、結婚以来ずっと専業主婦で収入はありませんでしたね。幸子さんの親から贈与や相続でもらった財産はありますか？」

幸子さん「ありません。両親の財産は実家を継いだ兄がすべて相続しました。4,000万円は、主人のお給料

と退職金をこれまでコツコツと運用してきたものです」

内田 「それでは、幸子さん名義の財産についても、実質的には義男さんの財産として相続財産に含めて考える必要がありますね」

幸子さん 「えっ、そうなのですか？！夫名義の財産だけが相続税の対象になるのかと思っていました」

相続財産については、誰の名義になっているかにかかわらず、実質的に誰の財産であるかで判断します。税務調査で申告漏れとなるのが多いのは、家族名義の金融資産（名義預金といいます）です。相続税の申告をした人すべてに税務調査が来るわけではありませんが、調査がある場合には、税務署は、亡くなった本人名義の資産はもちろんのこと、相続人名義の資産についても事前に綿密に調べてから調査に来ます。相続税の申告をしていない場合でも、申告が必要と思われるケースでは税務調査をすることもあります。

子供名義にしておけば贈与になる？

内田 「達也さんは、これまでにお父様やお母様から贈与を受けたことはありますか？」

達也さん 「これまで父や母から贈与を受けたことはありません。贈与税の申告をしたこともないです」

幸子さん 「あの、実は 達也と直也には内緒で、2 人の名義で預金してきたものが合わせて 1,000 万円ほどあるのです。息子たちが困ったときに使えばよいと思って、少しずつ貯めてきたものです。通帳と印鑑は私が持っています」

達也さん 「えー、お母さん、本当なの？」

達也さんは驚いた様子です。相続対策のつもりもあって子供名義で預金していたと幸子さんは言いますが、残念ながら、あげた“つもり”では贈与にはならないのです。

あげる人ともらう人がお互いに、“あげますよ”“もらいますよ”ということを確認してはじめて贈与になります。通帳と印鑑を幸子さんが持っていて、お子さんたちがその預金の存在すら知らなかったということだと、贈与したことにはならないのです。

幸子さん 「それでは子供たち名義の預金についてはどうなのですか？」

内田 「お子さん名義の預金 1,000 万円についても、実質的には義男さんの財産として相続財産に含めて考える必要がありますね」

正しい贈与と申告を

預貯金の名義や生前贈与について勘違いをしていたために、相続税の申告をしなくてもよいと思い込んでしまったり、申告後の税務調査で申告漏れを指摘され、相続税が追加でかかってしまったりという話を聞きます。名義を変えただけでは相続対策にはならないのです。正しく生前贈与して、必要な場合には贈与税の申告・納税をすることが大切です。

また、相続税の申告を依頼する税理士には、過去の贈与の状況についても正確に伝えましょう。

< 相続税申告の要否（本事例より） >

1) 正味遺産額

自宅土地	5,000 万円	
自宅家屋	300 万円	
義男名義の預金	400 万円	
手許現金	1,000 万円	
幸子名義の株式・投資信託	4,000 万円	
達也・直也名義の預金	1,000 万円	
<hr/>		
葬式費用	200 万円	
小 計	1 億 1,500 万円	...A
小規模宅地の評価減	4,000 万円	()
<hr/>		
差 引	7,500 万円	...B

自宅土地（200 平米、妻・幸子が相続） 5,000 万円 × 80% = 4,000 万円

2) 基礎控除額

5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円

3) 相続税申告の要否判定

1 億 1,500 万円 (A)	>	基礎控除 8,000 万円	相続税の申告が必要
7,500 万円 (B)		基礎控除 8,000 万円	相続税はかからない

「小規模宅地の評価減の特例」の適用を受けることにより相続税はかかりませんが、相続税の申告はする必要があります。

< ワンポイント・アドバイス >

贈与の証拠を残すこと

贈与した事実を客観的に証明できる証拠を残すことが大切です。

具体的には次のようなことに注意しましょう。

- 1) 贈与の都度、贈与契約書を作る。
- 2) 現金ではなく振り込みで贈与する。
- 3) 通帳と印鑑は財産をもらう人が管理する。
- 4) 基礎控除額 110 万円を超えて贈与を受けた場合には、贈与税の申告・納税をする。

贈与税を払ってでも贈与したほうがトクになる場合も

生前贈与は、早く始めて、時間をかけて少しずつ贈与することで、少ない税負担で多くの財産を子や孫へ移転できます。相続税が高い税率でかかるほどの財産がある場合には、多少贈与税を払ってでも、基礎控除額年間 110 万円を超えて贈与しておくことで、将来の相続税が大幅に軽減される場合があります。

生活費等の贈与は非課税

扶養義務のある者に必要な都度、生活費又は教育費に充てるために贈与した財産のうち通常必要と認められるものについては、贈与税がかかりません。

お墓や仏壇は生前に購入した方がトク

お墓や仏壇は非課税財産ですので、相続税がかかりません。生前に購入しておけば、その分だけ相続財産を減らすことができます。

< 相続の基礎知識 >

生前贈与の2つの制度について確認しておきましょう。

暦年課税制度

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が、贈与税の基礎控除額110万円を超える場合には、その超える部分の金額に対して10%～50%の贈与税がかかります。1月1日から12月31日までに贈与を受けた財産について、翌年3月15日までに贈与税の申告と納税をします。

なお、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産については相続財産に含めて相続税を計算し、すでに納付した贈与税があれば相続税から差し引きます。

相続時精算課税制度

65歳以上の父母から20歳以上の子（代襲相続人である孫を含む）への贈与については、累計で2,500万円までは、贈与した時に贈与税がかからないという制度です。累計2,500万円を超える部分の金額に対しては、一律20%の贈与税がかかります。

ただし、将来相続が発生した時には、たとえ何年前の贈与であっても、相続時精算課税制度により贈与された財産を含めて相続税を計算します。すでに納付した贈与税があれば相続税から控除し、控除しきれない場合には還付されます。

なお、相続財産に加算するのは「贈与時の価額」です。つまり、相続時に価額が下がっていれば不利になり、価額が上がっていれば有利になります。

この制度は、贈与者ごと、かつ、受贈者ごとに選択することができます。たとえば、

- 1) 父から長男への贈与は相続時精算課税制度を選択
- 2) 母から長男への贈与は暦年課税制度
- 3) 父・母から二男への贈与は暦年課税制度

ということも可能です。

この制度の適用を受ける場合には、制度を選択する旨の届出書を税務署へ提出する必要があります。
ただし、一度この制度を選択すると暦年課税制度には戻れませんので注意が必要です。

【注】

事例はフィクションです。

本稿は2013年9月1日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。
実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

平成25年度税制改正の内容については、第2回のレポートをご覧ください。

相続時精算課税制度については、第9回のエッセーも併せてご覧ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本相続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て2003年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010年に一般社団法人日本相続協会を設立。「円満相続の3K～感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続(相続)」を楽しく学ぶ『相続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える相続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書(監修)「FP知識シリーズ 相続・贈与編」(セールス手帖 社保険FPS研究所)